

多摩市告示第3号

多摩市騒音測定機器貸出要綱を次のとおり定める。

平成29年1月4日

多摩市長 阿部裕行

多摩市騒音測定機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、騒音の抑制及び防止を啓発し、環境問題への意識の向上を図るため、多摩市(以下「市」という。)が所有する騒音測定機器を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 市が貸し出す騒音測定機器は、普通騒音計(以下「騒音計」という。)とする。

(貸出対象者)

第3条 騒音計の貸出しの対象者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で事業を営む者とする。

(貸出期間)

第4条 騒音計の貸出しの期間は、貸出しを受けた日から起算して14日以内とする。ただし、多摩市長(以下「市長」という。)が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 騒音計の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 騒音計の貸出しを受けようとする者は、多摩市騒音計貸出申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、本人を確認できる書類を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、騒音計の貸出しの適否を判断し、多摩市騒音計貸出可否通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知するとともに、貸出しを適当と認めた者に対して騒音計を貸し出すものとする。

(騒音計の使用)

第7条 貸出しを受けた騒音計の使用場所は、市内に限るものとする。

2 騒音計の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、騒音計を営利目的若しくは騒音測定以外の目的に使用し、又は他人に貸与してはならない。

3 騒音計の使用に伴う電池等の消耗品は、借受者が負担するものとする。

(借受者の責務)

第8条 借受者は、騒音計を損傷したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(測定結果の取扱い)

第9条 借受者が測定した測定結果の数値は、騒音の実態を把握するための参考として使

用するものとし、取引、証明等又は市長が行う行政指導の資料として使用しないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。